



職場における転倒・腰痛等の減少を図る対策 の在り方について（提言）【概要】

転倒・腰痛等の減少を図る対策の在り方に関する有識者ヒアリング

今、なぜ、新たな切り口での災害防止対策が求められるのか・・・

ビジョン：「安全・安心に誰もが持続的に活躍できる職場の実現」

ビジョンに到達するためのミッション

行動災害（転倒・腰痛）の防止 ※ボリュームゾーンの小売、社会福祉施設を重点

●有識者ヒアリングで指摘された主な取組の視点

- ・災害発生メカニズムを踏まえ、エビデンスに裏付けされた対策の立案
- ・ステークホルダーの意識改革・行動変容
- ・アプローチ対象のニーズにあったシンプルな取組
- ・企業や労働者にメリットのある取組（事業活動や労働者の健康づくりとの親和性）
- ・リソースが不十分な中小企業が持続的に取り組める仕組み
- ・行政アプローチは「指導」から「支援」へ

指摘された視点を踏まえ、以下の3つの柱について「提言」として取りまとめ

- ①転倒・腰痛等を取り巻く課題や背景要因の的確な把握を企業・労働者の行動変容促進ための発信と関係者との連携について
- ②企業、労働者、関係団体の主体的な取組の促進と、必要な制度等の見直しと新たな切り口による取組について

関係者が一丸となってミッション達成

現状

“+safe” 在庫印に可能なものは即実行 ステークホルダーを交えた「行政機制会」で具体化、制度化

事業者のみの力
では防ぎにくい
タイプの災害に
歯止めが利かない

様々な要因

事業構造
の変化

災因構造
の変化

高齢化の
進展

関係者の
理解不足

行政手続
のミスマッチ

提言① 転倒・腰痛等を取り巻く課題や背景要因の的確な把握

転倒・腰痛等の予防対策の基礎となる課題やニーズを的確に把握するとともに、対策が効果的に推進されるよう後ろ盾となるエビデンスの収集を推進する。

《課題》

- (1) 発生した労働災害情報の深掘り
 - (2) 職場において転倒・腰痛等の予防の取組が進まない要因や企業・労働者が求めるニーズの把握
 - (3) 転倒・腰痛等の予防に効果がある取組のエビデンスの収集
- といった把握や収集を効果的に推進するための調査・研究が十分に行われていない。

《提言》

転倒・腰痛等の予防対策の普及を効果的にするため、物理的要因や心理的・内的要因なども含む災害情報に基づきリスク要因の深掘りや、災害予防を促進する要因・阻害する要因の把握など、エビデンス等を収集・調査研究すべき。

- ア 転倒・腰痛等の予防の取組を普及させるには、説得力のあるエビデンスがあるとよい。その収集と調査研究を充実させる必要がある。
- イ 現状の仕組み（労働者死傷病報告）に加え、つまずき、滑りなどの物理的要因や心理的・内的要因なども含めて、包括的・網羅的に収集することが重要。
- ウ 転倒リスクや腰痛リスクの「見える化」を進めることも有効。
- エ 高年齢労働者の災害予防について研究する際、生活者としての高年齢者の体力データを活用するなど、職域の研究領域を超えた活動が有効。
- オ 効果的に普及するには、①転倒・腰痛等の予防の取組について効果のあった好事例、②企業経営へのメリット・デメリットに関わるデータの収集も有効。
- カ 企業・労働者の主体的な取組を進めるため、取組が促進される要因、逆に取組が阻害される要因など、労使双方のニーズを正確に把握する必要がある。

提言② 企業・労働者の行動変容を促すための情報発信と関係者との連携について

企業・労働者の行動変容を促すため、必要となる取組の意義を明らかにした上でステークホルダーに理解されやすい形で情報を発信するとともに、関係機関・団体を含む関係者と連携による効果的なアプローチを図る。

≪課題≫

- (1) 「労働災害防止」の切り口だけでは企業や労働者の行動変容を促すことが難しい。企業にとっては転倒・腰痛等防止に取り組むメリット・デメリットがわかりづらく、企業価値を生み出すイメージがない。また、働く人にとっても、職場での受動的な取組として捉えられやすい。
- (2) 小規模な介護施設やスーパーなどが自力で取組を推進することは困難である。現状では、関係者間の繋がりも弱く、効果的にアプローチする専門家がいないため、取組の推進力となる主体がいない。
- (3) 行政の視点が「指導」に偏重しており、企業の自主的な取組を促しにくい。

≪提言≫

- (1) 現状分析とその周知を十分に行った上で、ポジティブなキーワードを用いて転倒・腰痛等予防の取組を推進すべき（安全衛生対策を経営上のコストと捉えている企業にも経営に有効であることを認識・経営に反映してもらうことが必要。）。
 - ア 「転倒・腰痛等」防止の取組を広げていくためのわかりやすいキーワード・メッセージを検討し、発信することが必要。
 - イ 「健康づくり」を切り口とした他の行政施策との連携は有効。
 - ウ 企業価値の創出というメリットを企業に示すことが必要。
 - エ 労働災害が経営に与えるデメリットを事業者に理解してもらうための労働損失の提示や、同業種の先行企業が取り組んでいることの周知・多くの企業が取り組みに参加することのメリットの発信も有効。

提言② 企業・労働者の行動変容を促すための情報発信と関係者との連携について

【続き】

オ 労働者が自分事として認識していくためのマインドセットの推進と、被災者自身に責任を負わせないための環境づくりを進めることが必要。このように、差別や偏見の防止、社会的弱者、ハイリスクと同定された方達の労働者の権利を守る観点も踏まえて取り組んでいくことも重要である。

カ 従業員が安全で健康に働くことが、労使双方及び事業の利用者にもメリットを生む仕組みを検討するとよい。法令のバックグラウンドを明示するとともに、法令遵守することを通じて、企業は何を実現することができるのかについて、従業員と会社がコミュニケーションできる打ち出し方を示していくことが重要。

キ 対象の属性に応じたアプローチ手法を採用することが必要。

(2) 関係機関・関係団体との連携を強化するとともに、周知啓発に協力してもらえる専門家を育成・活用することが必要である。

ア 連携先の拡大と、各取組を一つに束ねて企業に届ける仕組みの検討が必要。

イ 企業全体の風土を即座に変えることのできるトップダウンと、アプローチをPDCAに乗せるためのボトムアップの双方の手法を活用しつつ、効果的なアプローチに不可欠な専門家を育成・活用することが必要。

ウ 腰痛で困ったときの相談先の確保とその発信が必要。

(3) 行政機関の意識を「指導」から「育成」にシフトしていく意識改革が必要。

ア 行政機関が個別企業にアプローチする際の視点を「指導」から「育成」へのシフト。

イ 企業の取組の動機付けになるような災害発生状況やリスクを評価するシステムの構築とそれを活用した育成支援。

ウ 行政機関特有の資料による説得だけではなく、企業の課題に寄り添い、一緒に解決策を模索することによる行動変容の促進。

提言③ 企業、労働者、関係団体の主体的な取組の促進と、必要な制度等の見直しと新たな切り口による取組について

企業、労働者、関係団体が自主的に取組を進めることができるような仕組みを作るとともに、効果的な取組の推進に必要な制度等の見直しと新たな切り口による取組を図る。

《課題》

- ①行政の今までの取組は、プロセスや手法に問題があり、うまくいっていない。企業の立場だとメリットがないと取り組まない。
- ②労働安全衛生法令が現下の状況にキャッチアップしていない。
- ③いろいろツールを作っても、どのように普及するかという視点が欠けており、活用されていない。労働者には届いていない。

《提言》

- (1)これまでの行政における取組状況と効果を検証し、転倒・腰痛予防対策を効果的、実効的に推進するために、効果のあった取組については継続しつつ、低調なものについては見直しを推し進めるべき。
 - ア これまでに作成してきた安全衛生教育教材ツール（標準安全作業マニュアル、リーフレット、ガイドラインなどの効果的な活用と、前述の③(2)(提言②の(2))も踏まえて、現状での取組の効果が低調な関係機関・関係団体との連携の強化、周知啓発に協力する専門家の育成・活用が必要。
 - イ 優良な取組を行った企業に対して国が関与した認証や表彰の制度を更に拡充し、水平展開を通じた業界全体のレベルアップを図るべき。
- (2)現場の実態に即した、企業の主体的取組による災害予防の取組や効果の高い予防対策が促進されるよう、安衛法令をはじめ現行制度の見直しを検討すべきではないか。
 - ア 事業場(店舗)が小規模分散し、事業場単位でできる取組が限られている小売業などにおいて、企業単位での安全衛生管理の役割のあり方を検討すべき。
 - イ 腰痛予防について、国際的な規制の動向も踏まえつつ、より自主的な管理を促す方向にシフトすべき。
 - ウ 転倒予防に効果的と考えられる設備的対策についての規制のあり方を検討すべき。
 - エ 高年齢労働者等が安全で働きやすい職場環境の整備を推進するため、高年齢労働者等に対する個別の保健指導や就業上の配慮を検討してはどうか。

提言③ 企業、労働者、関係団体の主体的な取組の促進と、必要な制度等の見直しと新たな切り口による取組について

【続き】

(3) 企業の自主的な取組を促進させる支援、インセンティブ制度を拡充させるべき。

ア 安全衛生対策に有効な機器の導入支援、関係者の連携を積極的に促すなどによる企業や団体への支援、企業へのインセンティブを拡充させるべき。

(4) 具体的かつ効果的な普及啓発の在り方を検討し、推進していくべき。

ア 各種安全衛生教育教材（テキスト、動画）、作業マニュアル、リーフレットといったツールが労働者まで確実に届くような仕組みを構築すべき。

イ 国と業界が協力して効果的なツールを作成するなど、業界団体の自主的な取組を促してはどうか。

ウ 健康状況の測定と運動・栄養指導等を、高齢者等に配慮しながら事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）といった既存のスキームを活用するなど効果的に組み合わせていってはどうか。なお、健康状況の測定の活用に当たっては、高リスク者の排除に繋がらないように留意が必要である。

エ 安全・健康の思考を自然に誘発していく広い意味での環境整備のあり方を検討すべき。

(5) その他

ここに掲げる事項のほか、今後検討を深める中で更に必要となる事項も出てくると思われる。厚生労働省においては、上記2(提言①)において提言された課題把握に基づき、積極的に見直しや推進を図っていくべきである。